

福岡県公報

平成二十六年十月十日
第三千六百三十五号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十三号―第四十一号)

○ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二

○ 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二

○ 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二

○ 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (薬務課) ……………四

○ 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例 (子育て支援課) ……………一四

○ 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (廃棄物対策課) ……………二二

○ 福岡県農林水産関係手数料の一部を改正する条例 (畜産課) ……………二二

○ 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁企画調整課) ……………二四

○ 福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全総務課) ……………二四

○ 福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部組織犯罪対策課) ……………二五

公布された条例のあらまし

◇ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方自治法の一部を改正する法律の制定及び薬事法等の一部を改正する法律の制定による薬事法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中別表知事の部福岡県自治紛争処理委員の項の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律附則第一条一号に規定する政令で定める日から、同部福岡県薬事審議会の項の改正規定は平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。

(総務部人事課)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が制定されたこと等を踏まえ、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、附則第一項各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇ 福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部薬務課)

1 薬事法等の一部を改正する法律等の制定により薬事法の題名が改められるとともに、再生医療等製品の製造販売業が許可制とされたこと等に伴い、当該許可の申請に対する審査等に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。

◇ 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の制定及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による児童福祉法の一部改正により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

- 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(環境部廃棄物対策課)

- 1 建設業法等の一部を改正する法律の制定による浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽工事業から暴力団員等を排除する規定が追加されたことに鑑み、浄化槽保守点検業者の登録の拒否事由等に暴力団関係者であることを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料の一部を改正する条例

(農林水産部畜産課)

- 1 薬事法等の一部を改正する法律等の制定により薬事法の題名が改められるとともに、動物用再生医療等製品の販売業が許可制とされたことに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁企画調整課)

- 1 新たな中高一貫教育校の整備計画に基づき、宗像市及び飯塚市に県立中学校を設置するとともに、県立特別支援学校の整備に関する計画に基づき、直方市の県立特別支援学校を整備することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例中第一条の規定は平成二十六年十一月一日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部生活安全総務課)

- 1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

- 1 薬事法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことに鑑み、青少年有害行為として新たな行為を加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表第一第十二号の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。

条 例

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部福岡県自治紛争処理委員の項中「調停」の下に、「同法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示」を加え、同部福岡県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例中別表知事の部福岡県自治紛争処理委員の項の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第一条第一号に規定する政令で定める日から、同部福岡県薬事審議会の項の改正規定は平成二十六年十一月二十五日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十四号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表一三の項中「薬事法（一）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（一）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「賃貸」を「貸与」に、「又は」を「若しくは」に改め、「陳列し」の下に「、又は管理医療機器プログラム（管理医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供し」を加える。

別表三五の二の項の次に次のように加える。

三五の二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「改正法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（当該市の区域外に所在する幼稚園又は保育所等に係るものを除く。）

北九州市 福岡市 久留米市

- イ 法第三条第一項の規定に係る要件の設定
- ロ 法第三条第三項の規定に係る要件の設定
- ハ 法第三条第五項の規定による同条第一項又は第三項の認定のうち請の審査
- ニ 法第三条第七項の規定による同条第一項又は第三項の認定
- ホ 法第三条第八項の規定による同条第一項又は第三項の認定をしない旨及び理由の通知
- ヘ 法第三条第九項の規定による公示（当該市が設置する施設であつて、当該市の長が法第三条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるものの公示に限る。）
- ト 法第四条第一項の規定による法第三条第一項又は第三項の認定に係る申請書の受領
- チ 法第五条第一項の規定による保育所に係る法第三条第一項の認定の有効期間の設定

- リ 法第五条第二項の規定による保育所に係る法第三条第一項の認定の有効期間の更新に係る申請書の受領
- ヌ 法第五条第三項の規定による保育所に係る法第三条第一項の認定の有効期間の更新
- ル 法第七条第一項の規定による法第三条第一項又は第三項の認定の取消し
- ヲ 法第七条第二項の規定による法第三条第一項又は第三項の認定を取り消した旨の公表
- ワ 法第七条第三項の規定による公示の取消し及びその旨の公示（当該市の長が法第三条第九項の規定による公示をした施設であつて、当該市の長が同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至つたと認めるものの公示の取消し及びその旨の公示に限る。）

カ 法第八条第一項の規定による県の機関との協議

- ヨ 法第二十八条の規定による法第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要の周知（当該市の長が法第三条第一項又は第三項の認定、同条第九項の規定による公示及び法第十七条第一項の認可をした施設並びに当該市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）
- タ 法第二十九条第一項の規定による周知された事項の変更の届出の受領（当該市の長が法第三条第一項又は第三項の認定、同条第九項の規定による公示及び法第十七条第一項の認可をした施設並びに当該市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）

- レ 法第二十九条第二項の規定による同条第一項の届出に係る事項等の周知（当該市の長が法第三条第一項又は第三項の認定、同条第九項の規定による公示及び法第十七条第一項の認可をした施設並びに当該市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）
- ソ 法第三十条第一項及び施行規則第二十九条の規定による認定こども園の運営の状況に係る報告書の受領（当該市の長が法第三条第一項又は第三項の認定、同条第九項の規定による公示及び法第十七条第一項の認可をした施設並びに当該市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）

- ツ 法第三十条第二項の規定による認定こども園の運営に関する報告の徴収（当該市の長が法第三条第一項又は第三項の認定をした施設に係るものに限る。）
- ネ 改正法附則第三条第四項の規定による同条第三項の書類の写しに記載された事項の周知（当該市の長が知事に送付した書類の写しに係るものに限る。）

- ナ 施行規則第二十八条第一号の規定による利用定員の変更に係る

- ラ 数の設定
- 施行規則第二十八条第二号の規定による教育保育概要に係る事項の設定
- ム 施行規則第二十九条の規定による報告書の提出に係る日の設定
- ウ 施行規則第二十九条第二号の規定による法第三条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項の設定
- キ 施行規則第二十九条第三号の規定による教育保育概要を確認するために必要な事項の設定
- ノ 施行規則第三十一条の規定による申請及び届出の手続その他の細則の制定（イからキまでの事務に係るものに限る。）

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表一三の項中「次に掲げるもの」を「法、施行令、施行規則及び法の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付」に改め、イ及びロを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中別表一三の項の改正規定 平成二十六年十一月二十五日

三 第二条の改正規定 平成二十七年四月一日

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際第一条の規定による改正後の福岡県事務処理の特例に関する条例別表三五の二の二の項上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同項下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用について

は、当該市の長がした処分その他の行為又は当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 第一条の規定による改正後の福岡県事務処理の特例に関する条例別表三五の二の二の項下欄に掲げる市は、施行日前においても、同項上欄に掲げる事務を処理するために必要な準備行為をすることができる。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県条例第三十五号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一一二の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「同法第八十三条に規定する動物用医薬品等」を「専ら動物のために使用されることが目的とされているもの」に、「一四五の項」を「一四六の二の項」に改め、同表一一三の項中「薬事法第四条第二項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

一一三の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号） 第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の書換交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
一一三の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付申請手数料	二、九〇〇円

の申請に対する審査

別表一一四の項及び一一五の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表一一七の項から一一九の項までを次のとおり改める。

一一七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十三条第一項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付の申請に対する審査	配置従事者身分証明書 書交付申請手数料	七、一〇〇円
一一八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十三条第一項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換交付の申請に対する審査	配置従事者身分証明書 書書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
一一九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十三条第一項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付の申請に対する審査	配置従事者身分証明書 書再交付申請手数料	二、九〇〇円

別表一一九の二の項中「薬事法第三十六条の四第一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第一項」に改め、同表一一九の三の項中「薬事法第三十六条の四第二項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項」に改め、同表一一九の四の項及び一一九の五の項を次のとおり改める。

一一九の四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	高度管理医療機器等 販売業又は貸与業許	二九、〇〇〇円
-------	--------------------------	------------------------	---------

一一九の五	等に関する法律第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	可申請手数料	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等 販売業又は貸与業許 可更新申請手数料	一一、〇〇〇円

別表一一九の五の項の次に次のように加える。

一一九の六	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	二九、〇〇〇円
一一九の七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	一一、〇〇〇円

別表一二〇の項及び一二二の項を次のとおり改める。

一二〇	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年	医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証若しくは再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換交付申請手数料	二、〇〇〇円
-----	--	--	--------

別表二二三の項から二二五の項までを次のように改める。

二二二の十一	
<p>う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二第二項の規定による体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十第二項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>
再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	
二二五、九〇〇円	

二二三	
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第一項の規定による医薬品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第一項の規定による医薬品製造業の許可の申請に対する審査</p>
医薬品製造業許可申請手数料	
<p>一 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可 一、〇〇〇円 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二十六条第一項第三号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係る許可 八七、三〇〇円 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二十六条第一項第四号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係る許可</p>	<p>一 薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可 一、〇〇〇円 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二十六条第一項第三号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係る許可 八七、三〇〇円 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二十六条第一項第四号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係る許可</p>

二二三		<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第一項の規定による医薬部外品製造業の許可の申請に対する審査</p>	医薬部外品製造業許可申請手数料	<p>四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二十六条第一項第五号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可 三一、九〇〇円</p>
二二四	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保</p>	化粧品製造業許可申請手数料	<p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安</p>	

別表一二五の項の次に次のように加える。

一二五	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第一項の規定による医療機器製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>医療機器製造業登録申請手数料</p>	<p>三七、六〇〇円</p>
一二五の二	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第一項の規定による体外診断用医薬品製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>体外診断用医薬品製造業登録申請手数料</p>	<p>三七、六〇〇円</p>

別表一二六の項を次のように改める。

一二六	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可に関する同令第十二条第一項の規定による許可証の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換交付申請手数料</p>	<p>二、〇〇〇円</p>
-----	--	---------------------------------------	---------------

別表一二六の項の次に次のように加える。

一二六の二	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録に関する同令第三十七条の九第一項の規定による許可証の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換交付申請手数料</p>	<p>二、〇〇〇円</p>
-------	--	---------------------------------------	---------------

別表一二七の項を次のように改める。

一二七	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可に関する同令第十三条第一項の規定による許可証の再交付の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付申請手数料</p>	<p>二、九〇〇円</p>
-----	--	--------------------------------------	---------------

別表一二七の項の次に次のように加える。

一二七の二	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録に関する</p>	<p>医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付申請手数料</p>	<p>二、九〇〇円</p>
-------	---	--------------------------------------	---------------

する同令第三十七条の十第一項の規定による登録証の再交付の申請に対する審査

別表一二八の項を次のように改める。

一二八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第三項の規定による医薬品製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業許可更新申請手数料	一 薬局製造販売医薬品 の製造業に係る許可更新 五、六〇〇円 二 医薬品製造区分（無菌）に係る許可更新 五、七〇〇円 三 医薬品製造区分（一般）に係る許可更新 四二、四〇〇円 四 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る許可更新 二一、四〇〇円
-----	--	-----------------	---

別表一二九の項及び一三〇の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表一三〇の項の次に次のように加える。

一三〇の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第三項の規定による医療機器製造業の登録の更新の申請に対する審査	医療機器製造業登録更新申請手数料	二四、八〇〇円
一三〇の三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第三項の規定による医療機器製造業の登録の更新の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	二四、八〇〇円

質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の三第三項の規定による体外診断用医薬品製造業の登録の更新の申請に対する審査

別表一三二の項から一三二の三の項までを次のように改める。

一三二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第六項の規定による医薬品製造区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬品製造区分変更又は追加許可申請手数料	一 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が医薬品製造区分（無菌）である場合に係る許可 七二、一〇〇円 二 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が医薬品製造区分（一般）である場合に係る許可 五二、二〇〇円 三 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が医薬品製造区分（包装、表示又は保管）である場合に係る許可 二五、四〇〇円
一三二の二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第六項の規定による医薬品製造区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬品製造区分変更又は追加許可申請手数料	一 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が医薬品製造区分（無菌）である場合に係る許可 七二、一〇〇円 二 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が医薬品製造区分（一般）である場合に係る許可 三五、七〇〇円 三 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が医薬品製造区分（包装、表示又は保管）である場合に係る許可 三五、七〇〇円

<p>一三一の三</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条第六項の規定による化粧品製造区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>化粧品製造区分変更又は追加許可申請手数料</p>	<p>製造区分（包装、表示又は保管）である場合に係る許可 二五、四〇〇円</p> <p>一 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が化粧品製造区分（一般）である場合に係る許可 三五、七〇〇円 二 区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が化粧品製造区分（包装、表示又は保管）である場合に係る許可 二五、四〇〇円</p>
<p>別表一三二の四の項及び一三二の五の項を削り、同表一三二の項及び一三三の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表一三四の項及び一三四の二の項を次のように改める。</p>			
<p>一三四</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項の承認（同条第九項に規定する変更の承認を含む。）を受けようとするときは薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号。一三四の三の項において「一部改正法」という。）附則第六十三条第二項の規定による旧薬事法第</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の承認申請時 GMP 適合性調査申請手数料</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 四七、二〇〇円 二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 三二、五〇〇円 三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 一五、二〇〇円 四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 四七、二〇〇円 五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 三二、五〇〇円 六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査</p>
<p>一三四の二</p>	<p>十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項の承認（同条第九項に規定する変更の承認を含む。）を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の定期的 GMP 適合性調査申請手数料</p>	<p>一五、二〇〇円 七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 一五、二〇〇円</p>
<p>一三四の二</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第六項の規定による同条第一項の承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過することに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の定期的 GMP 適合性調査申請手数料</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 一〇〇、五〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。 二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 七〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に一、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。 三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 三〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。 四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 一〇〇、五〇〇円</p>

別表一三四の二の項の次に次のように加える。

	<p>ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 七〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に一、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 三〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 三〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p>

	一三四の三
	<p>一部改正法附則第六十三條第二項の規定による旧薬事法第十四條第六項（同條第九項において準用する場合を含む。）の規定による同條第一項の承認（同條第九項に規定する変更の承認を含む。）を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>
	<p>体外診断用医薬品又は医療機器の承認申請時 QMS 適合性調査申請手数料</p>
	<p>一 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）による改正前の薬事法施行規則（以下この項において「旧薬事法施行規則」という。）第二十六條第二項第二号に掲げる区分に係る調査 三二、五〇〇円</p> <p>二 旧薬事法施行規則第二十六條第二項第二号に掲げる区分に係る調査 一五、二〇〇円</p> <p>三 旧薬事法施行規則第二十六條第五項第二号に掲げる区分に係る調査 四七、二〇〇円</p> <p>四 旧薬事法施行規則第二十六條第五項第二号に掲げる区分に係る調査 三二、五〇〇円</p> <p>五 旧薬事法施行規則第二十六條第五項第四号に掲げる区分に係る調査 一五、二〇〇円</p> <p>六 体外診断用医薬品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して</p>

別表一三五の項から一三九の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表一四〇の項から一四二の項までを次のように改める。

行った場合を含む。）
に係る調査
一五、二〇〇円

一四一	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保</p>	<p>輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的 GMP 適合性調査申請手数料</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 一〇〇、五〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える</p>
一四〇	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十条第一項の規定による輸出入の医薬品等の製造をしようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査</p>	<p>輸出用医薬品又は医薬部外品の製造時 GMP 適合性調査申請手数料</p>	<p>一 医薬品製造区分（無菌）に係る調査 四七、二〇〇円 二 医薬品製造区分（一般）に係る調査 三二、五〇〇円 三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 一五、二〇〇円 四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査 四七、二〇〇円 五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査 三二、五〇〇円 六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 一五、二〇〇円 七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 一五、二〇〇円</p>

保等に関する法律第八十条第一項の規定による輸出入医薬品等の製造の開始後三年を下らない政令で定める期間を経過することに受けなければならない書面による調査又は実地の調査

調査品目の数に二、〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

二 医薬品製造区分（一般）に係る調査
七〇、六〇〇円

ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に一、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

三 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査
三〇、六〇〇円

ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

四 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査
一〇〇、五〇〇円

ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に二、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

五 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査
七〇、六〇〇円

ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に一、〇〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

別表一四二の項の次に次のように加える。

一四二	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第五十一条の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業の許可証の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業許可証書換交付申請手数料</p>	二、〇〇〇円
一四二の二	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第三十七条の二第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換交付申請手数料</p>	二、〇〇〇円
<p>六 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査 三〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p> <p>七 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査 三〇、六〇〇円 ただし、調査品目の数が二以上である場合にあっては、一を超える調査品目の数に五〇〇円を乗じて得た金額を加算した金額とする。</p>			

別表一四三の項の次に次のように加える。

一四二の三	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第四十三条の四第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換交付の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可証書換交付申請手数料</p>	二、〇〇〇円
-------	---	---------------------------------	--------

別表一四三の項を次のように改める。

一四三	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第六十一条の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業の許可証の再交付の申請に対する審査</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業許可証再交付申請手数料</p>	二、九〇〇円
-----	---	---	--------

一四三の三

一四三の三	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定により知事が行う同令第四十三条の五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可証再交付申請手数料</p>	二、九〇〇円
-------	--	--------------------------------	--------

別表一四四の項中「薬事法施行令第八十条」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条」に、「薬事法施行令第五十五条」を「同令第五十五条」に、「同令第十二条第一項」を「同令第三十七条の九第一項」に改め、同表一四五の項中「薬事法施行令第八十条」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条」に、「薬事法施行令第五十五条」を「同令第五十五条」に、「同令第十三条第一項」を「同令第三十七条の十第一項」に改め、同表一四六及び一四六の二の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十六号

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第三条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
(設備運営基準の向上)

第四条 知事は、福岡県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福岡県条例第三十九号）第一条により設置された福岡県子ども・子育て会議の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分		員数
一	満四歳以上の園児	三〇人につき一人
二	満三歳以上満四歳未満の園児	二〇人につき一人
三	満一歳以上満三歳未満の園児	六人につき一人
四	満一歳未満の園児	三人につき一人

備考
一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法）（昭

和二十四年法律第四百七十七号) 第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。) を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号) 第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。) を受けたものに限る。) 、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。) 、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十五条第一項において読み替えて準用する福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十六号。以下「児童福祉施設基準条例」という。) 第四十五条(後段を除く。第八条第三項において同じ。) の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

6 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所(以下この項及び次項並びに次条第八項において「保育室等」という。) は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十

五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならぬ。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保

育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下つてはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

積

二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

8 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は一日につき八時間を、開所時間は一日につき十一時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、市町村の意見を聴かななければならない。

(揭示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十三条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、「幼稚園」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第十五条 児童福祉施設基準条例第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条(第四項ただし書を除く。)、第十九条から第二十条の二まで、第四十四条第七号、第四十五条(後段を除く。)、第四十九

条並びに第五十条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、「児童福祉施設」とあり、及び「保育所」とあるのは「幼保連携型認定こども園」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「就学前保育等推進法」という。)
第五項第二項及び第十四条第五項	児童の	園児の
第五項第四項及び第八条第一項	法	就学前保育等推進法
第十条の見出し	入所した者	園児
第十条、第十一条並びに第十四条第二項及び第三項	入所している者	園児
第十条	又は入所者	又は入園
第十二条	児童福祉施設 の長	就学前保育等推進法第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等(法第三十三條の七に規定する児童等をいう。以下この条にお	法第四十七條

読み替える児童福祉施設基準条例の規定

第四条の見出し及び同条第二項

最低基準

福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)

設備運営基準

読み替えられる字句

読み替えられる字句

第二十条第三項	第二十条第二項	第二十条第一項	第十九条	第十四条第一項					
援助に関し、当該措置又は	児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）	入所している者	援助	児童福祉施設利用者	児童福祉施設（助産施設を除く。以下の項において同じ。）	その児童等	児童福祉施設	入所している者	第九條
教育及び保育並びに子育ての支援について、	幼保連携型認定こども園	園児	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	園児 学校、社会福祉施設等	福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第八條第八項	園児	幼保連携型認定こども園	保育を必要とする子どもに該当する園児	

第一条 (施行期日) この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関	附 則	第四十九条	保育	教育及び保育
		第四十九条	入所している乳幼児	園児
		第四十九条	保育所の長	園長
		第四十九条	乳幼児	園児
		第四十九条	幼児	園児
		第十四条第一項	福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第十五条第一項において読み替えて準用する第十四条第一項	
		第四十四条第七号へ	乳幼児	園児
		第四十四条第七号ハ	施設及び設備	設備
		第四十四条第七号ロ	施設又は設備	設備
		第四十四条第七号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第二十條の二第二項	児童福祉施設の長	園長		
第四十四条第七号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所		
助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る				

する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

第二条 施行日から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができ、

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項及び第七項並びに第八条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第三項	第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第七号イ、ロ及びびに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられ、かつ、園児の待避上必要な設備を備える

2

施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保

<p>第八条第六項</p> <p>一 乳児室又はほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>第七条第七項</p> <p>一 次の掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積	三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積
	学級数	面積						
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積							
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積							
<p>一 乳児室又はほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上三歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積	三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積
学級数	面積							
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積							
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積							

されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第七条第三項	第十五条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例												
第七条第六項	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="395 405 884 696"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>一 学級</td> <td>一八〇平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二 学級以上</td> <td>一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	一 学級	一八〇平方メートル	二 学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積	一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積 <table border="1" data-bbox="395 405 884 696"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>二 学級以下</td> <td>三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三 学級以上</td> <td>八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	二 学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積	三 学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積
学級数	面積													
一 学級	一八〇平方メートル													
二 学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積													
学級数	面積													
二 学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積													
三 学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積													
第七条第七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="209 405 368 696"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>一 学級</td> <td>一八〇平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二 学級以上</td> <td>一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	一 学級	一八〇平方メートル	二 学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積	一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積						
学級数	面積													
一 学級	一八〇平方メートル													
二 学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積													

学級数	面積
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。

- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(福岡県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例(平成十八年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律第七十七号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)」に改める。

第二条第一号を削り、同条第二号イ中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども(法第二十条第十項に規定する保育を必要とする子ども。以下同じ。)」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同号ロ中「認可外保育施設(児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう)」を「保育機能施設(法第二十条第四項に規定する保育機能施設)」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号第三号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」に、「実施」を「利用」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第三号とする。

第五条第一項第一号中「幼保連携型認定こども園及びび」を削り、「第二条第二号ロ」を「第二条第一号ロ」に改め、同項第三号中「満二歳に満たない」を「満二歳未満」の「に改め、同条第二項中「、幼保連携型認定こども園」を削り、同条に次の一項を加える。

4 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第一項第二号の規定にかかわらず、

調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第六条中「要件は」の下に「、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第十条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して主務大臣が定めるものをいう。)」を踏まえるとともに「を」を加え、「基づくとともに」を「基づかなければならない。また」に改める。

第八条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「保育に欠ける子どもに対する保育時間」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間」に改め、同条第三号中「保育に欠ける子どもに対する保育」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び保育」に改める。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(暴力団関係者の排除)

第九条 認定こども園は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 認定こども園の長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

ら起算して五年を経過しないもの
 五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があ
 るもの

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す
 る。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例三十七号

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年福岡県条例第三十一号）
 の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「取締役」の下に「、執行役」を加え、「以下」を「い
 い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を
 執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの
 と認められる者を含む。第五条第一項において」に改め、同項第六号中「第六号」を「
 第十号」に改める。

第五条第一項中第七号を第十一号とし、同項第六号中「前各号」の下に「（第六号を
 除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第五号を第九号とし、第四号の次に
 次の四号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第
 二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）
 又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等
 」という。）

六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、
 第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例
 第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかつた旨を公表
 された日から起算して二年を経過しないもの

八 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に
 処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か
 ら起算して五年を経過しないもの

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「役員」の下に「（業務を
 執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。）
 」を加える。

第九条第一項中「届出がなくて」を「届出がない場合であつて、」に、「一に」を「
 いずれかに」に、「判明した場合」を「判明したとき」に改める。

第十条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

第十四条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第一項中「一に」を「い
 ずれかに」に改め、同条第二号中「第七号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「前
 各号」を「前三号」に改める。

第十八条及び第十九条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則

この条例は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施
 行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

福岡県農林水産関係手数料の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十八号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のよ
 うに改正する。

別表第一の二五の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
 性の確保等に関する法律」に、「（薬事法第八十三条に規定する動物用医薬品に限る
 。二六の項及び二九の項から三四の項までにおいて同じ。）」を削り、「審査」の下に
 「（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものに限る。二六
 の項から三四の項まで及び三七の項から四〇の項までにおいて同じ。）」を加え、同表

二六の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表二七の項から三三の項までを次のように改める。

二七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	一件につき 二九、〇〇〇円	申請のとき
二八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	一件につき 一一、〇〇〇円	申請のとき
二九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可証又は動物用高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付申請手数料	一件につき 二、〇〇〇円	申請のとき
三〇	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可証又は動物用高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料	一件につき 二、九〇〇円	申請のとき

別表第一の三四の項中「薬事法第三十六条の四第二項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項」に改め、同表に次のように加える。

三二	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十三条第一項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付の申請に対する審査	動物用医薬品配置従事者身分証明書交付申請手数料	一件につき 七、一〇〇円	申請のとき
三三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十三条第一項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付の申請に対する審査	動物用医薬品配置従事者身分証明書再交付申請手数料	一件につき 二、九〇〇円	申請のとき
三七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第一項の規定	動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	一件につき 二九、〇〇〇円	申請のとき

福岡県条例第三十九号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

四〇	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十六条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の再交付の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可証再交付申請手数料	一件につき 二、九〇〇円	申請のとき
三九	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十五条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可証書換え交付申請手数料	一件につき 二、〇〇〇円	申請のとき
三八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	一件につき 一、〇〇〇円	申請のとき

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。
 第二百二十条第二項の表に次のように加える。

3	福岡県立宗像中学校	宗像市
4	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校	飯塚市
22	福岡県立直方特別支援学校	直方市

第二百二十一条第二項の表に次のように加える。

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。
 第二百二十一条第二項の表中二十の項及び二十一の項を削り、二十二の項を二十の項とする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十六年十一月一日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十六年十月十日

福岡県条例第四十号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十四年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号二中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県知事 小川 洋

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十一号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表第十三号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「第七条第一項」を「第七条第二項」に、「同条第二項若しくは第三項」を「同条第三項から第五項まで」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第十二号の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。